

◎海外療養費の支給について◎

海外旅行中などの際に病気やケガでやむを得ず現地の医療機関で治療を受けた場合、帰国後に申請することにより、審査で認められれば、海外療養費として支給が受けられます。

給付の範囲

日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。

日本国内で保険適用となっていない医療行為（差額ベット代、美容整形やインプラントなど）や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。また、治療目的の海外渡航による医療費は、給付の対象になりません。

申請に必要なもの

- ◆診療内容明細書(様式 A) ※歯科の場合(様式 C)
当組合にご連絡いただければ、送付いたします。また、同様の項目・内容が記載されていれば、独自に作成した様式をご使用されても構いません。
- ◆領収明細書(様式 B)
当組合にご連絡いただければ、送付いたします。また、同様の項目・内容が記載されていれば、独自に作成した様式をご使用されても構いません
- ◆様式 A～C の日本翻訳文
翻訳文には、翻訳者が署名し、住所及び電話番号を明記して下さい。
- ◆領収書の原本
領収書の内訳があれば一緒に提出して下さい。
- ◆パスポート
本人確認及び、渡航記録確認ができるもの
- ◆調査同意書
保険者が申請内容について海外医療機関へ照会することがあります。
- ◆療養費支給申請書(様式第 16 号)
所属されている支部に申請書はあります。
- ◆世帯主名義の指定金融機関がわかるもの
- ◆認め印

注意事項

- ① 様式A～Cは、被保険者、受診者等による記入はできません。担当医に記入・署名をご依頼下さい。
- ② 様式A～Cは、1ヶ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚ずつ、それぞれの医療機関での証明が必要です。
- ③ 様式A～Cは、審査を行うにあたり、とても重要な書類のため、証明していただく海外の医療機関には、できるだけ詳細に証明していただくよう、お願いして下さい。特に、様式Aの傷病名や疾病分類番号、様式Bの通貨単位は、必ず記載して下さい。
- ④ 申請の期限は海外での治療費を支払った翌日から起算して2年間です。
- ⑤ 1年以上の海外渡航による佐建国保の資格喪失の手続きを行った場合は、支給の対象にはなりません。